

国立大学法人奈良教育大学共同研究取扱規則

平成20年3月28日  
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学(以下「本学」という。)における企業等外部の機関(機関に属さない個人の研究者を含む。)(以下「外部機関等」という。)との共同研究の実施その他必要な事項について定めるものとする。

(受入れ基準)

第2条 共同研究は、その内容が本学の教育研究上有意義であり、優れた成果が期待でき、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、受入れるものとする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「共同研究」とは、本学又は本学の研究代表者が外部機関等又は外部機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究をいう。
- 二 「研究代表者」とは、本学の共同研究組織を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関し責任を持つ本学の教員をいう。
- 三 「研究担当者」とは、共同研究に参加する本学の教員をいう。
- 四 「研究協力者」とは、共同研究の実施に協力する研究担当者以外の学内外の者をいう。
- 五 「外部機関等の長」とは、外部機関等において、当該機関の長の職務にある者又は機関に属さない研究者にあっては当該個人の研究者をいう。
- 六 「共同研究員」とは、外部機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者又は機関に属さない研究者にあっては当該個人の研究者をいう。

(申請)

第4条 共同研究を申請しようとする外部機関等の長は、共同研究申請書(別紙様式1)を当該共同研究の研究代表者を経て、学長に提出するものとする。

- 2 研究代表者は、当該共同研究に係る受入申請書(別紙様式2)を、前項の定めによる書類と併せて学長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第5条 学長は、前条の申請があった場合には、当該共同研究の内容が本学の教育研究に寄与する優れた研究成果を期待できるものであり、かつ、業務遂行上支障がないと認められるときに限り、受け入れの決定を行うものとする。

- 2 学長は、前項の決定に当たっては、学術研究推進委員会の議を経るものとする。
- 3 学長は、第1項の受け入れを決定したときは、これを外部機関等の長、契約責任者及び研究代表者に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 契約責任者は、前条第3項の通知に基づき、共同研究契約書(別紙様式3)を基準として外部機関等の長と共同研究に関する契約(以下「共同研究契約」という。)を締結するものとする。

- 一 研究題目
- 二 目的及び内容
- 三 研究組織
- 四 研究料及び研究経費
- 五 研究実施場所

六 研究期間

七 第10条第2項、第11条及び第14条から第16条までに規定する事項

八 その他共同研究の実施等に関し必要な事項

2 契約責任者は、契約を締結した場合、速やかに入金依頼書等を作成し、受入の手続きをとるものとする。

3 契約責任者は、前項の規定により契約を締結したときは、学長にその旨を報告するものとする。

(契約等の遵守)

第7条 研究代表者、研究担当者及びその他共同研究の実施に携わる者は、当該共同研究に係る共同研究契約その他本学の関係規則等を遵守しなければならない。

(共同研究員)

第8条 外部機関等が本学へ共同研究員の派遣を希望する場合は、その受入のために必要となる経費として、別に定める研究料を徴収するものとする。

2 前項の規定に係わらず、学長は共同研究員の受入が本学にとって有益であり、かつ、非常に優れた研究成果を期待できる場合は、研究料の一部又は全額を免除することができる。

3 共同研究員は、共同研究を実施するため必要がある場合には、本学の業務に支障をきたさない範囲で、許可を得て本学の教育研究施設等を利用することができる。

(研究経費)

第9条 本学は、共同研究遂行のために、その施設設備を利用させるとともに、当該施設設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 外部機関等は、共同研究の遂行上特に必要となる謝金、旅費、消耗品費等の直接的な経費及び管理費(以下「研究経費」という。)を負担するものとする。

3 前項の規定に係わらず、共同研究の実施に当たり必要となる研究経費は、外部機関等が負担するものを除き本学が負担するものとする。

(共同研究の中止等)

第10条 研究代表者は、当該共同研究を中止し、若しくは研究期間を延長し、又は研究経費等その他共同研究契約の内容を変更する必要があるときは、直ちに学長にその旨を報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けた場合において、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があると認めるときは、外部機関等の長と協議のうえ、当該共同研究を中止し、若しくは研究期間を延長し、又は研究経費等その他共同研究契約の内容を変更することができる。

3 学長は、前項の申請があった場合には、契約責任者にその旨を通知するものとする。

4 契約責任者は、外部機関の長に対し共同研究変更契約書(別紙様式3)を基準として変更契約の締結等の必要な手続きを行うものとする。

(設備の帰属等)

第11条 研究経費により取得した設備等は、原則として本学に帰属するものとする。

2 本学は、当該共同研究の遂行上必要があると認めるときは、外部機関等の所有に係る設備を無償で受け入れ、当該外部機関等と共同で使用することができるものとする。この場合における設備の搬入、据付、運用及び撤去等に要する経費は、外部機関等が負担するものとする。

(進捗状況の報告等)

第12条 本学及び外部機関等は、研究期間中、必要に応じて当該共同研究の進捗状況について互いに報告を行うことによりその進捗状況を把握し、研究の進行その他について協議するものとする。

(共同研究の完了)

第13条 研究代表者は、当該共同研究が完了したときは、学長にその旨を報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、その旨を契約責任者及び外部機関等の長に通知するも

のとする。

(知的財産の取扱い)

第14条 共同研究の実施に伴い創出された知的財産の取扱いは、国立大学法人奈良教育大学職務発明規則(平成18年度規則第93号)に規定するもののほか、本学と外部機関等の協議に基づく別の定めによる。

(実績報告書の作成)

第15条 研究代表者は、実施期間中に得られた研究成果について、外部機関等と協力の上、実績報告書を取りまとめるものとする。

(研究成果の公表)

第16条 本学は、原則として共同研究による研究成果を公表するものとする。ただし、公表の時期及び方法については、秘密情報の秘密保持及び知的財産の管理活用の妨げにならない範囲において、本学と外部機関等と協議の上定めるものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、共同研究の実施等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の奈良教育大学共同研究規程により締結した共同研究契約については、なお従前の例による。
- 3 奈良教育大学共同研究取扱規程(平成5年10月28日制定)は廃止する。

別紙様式 1

平成 年度共同研究申請書（新規・継続）

平成 年 月 日

国立大学法人奈良教育大学長  
殿

住 所  
法 人 名  
代表者職名・氏名

印

国立大学法人奈良教育大学共同研究取扱規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、  
別紙の共同研究の実施を申請します。

(別紙)

区分 <sup>1)</sup>	1. 民間機関等区分 ( ) 2. 業種別内訳 ( ) 3. 研究題目: 分野別内訳 ( )			
1. 研究題目 <sup>2)</sup>				
2. 研究概要				
3. 研究期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
4. 研究担当者 印: 研究代表者 印: 共同研究員	区分	氏名	所属 職名	
	奈良教育大学			
	外部機関等			
5. 研究経費等 <sup>4)</sup> 一括分割 (金額は全て消費税込) 一部免除希望 全額免除希望	年度	研究経費		研究料 <sup>3)</sup>
	平成 年度	直接経費	円	420,000円 × ( )人 = 円
		管理費 <sup>5)</sup>	円	
		小計	円	
		合計	円	
	平成 年度	直接経費	円	420,000円 × ( )人 = 円
		管理費	円	
		小計	円	
		合計	円	
	平成 年度	直接経費	円	420,000円 × ( )人 = 円
		管理費	円	
		小計	円	
		合計	円	
総計			円	
6. 受入設備 <sup>6)</sup>	名称	型番	数量	
7. 事務連絡先	奈良教育大学 (研究担当者)	所属: 職名: 氏名:	TEL: FAX: メール:	
	外部機関等 (契約担当者)	住所: 所属: 職名: 氏名:	TEL: FAX: メール:	
8. 特記事項 <sup>7)</sup>	研究経費を用いて人を雇用する予定がある。 研究経費を用いて500万円(消費税抜)以上の物品を購入する予定がある。 その他 ( )			

1) 記入に関しましては、別添をご参照下さい。(文部科学省「産学連携等実施状況調査」等作成に使用します。)

2) 本学は毎年度、前年度の共同研究の実績として外部機関等の名称及び研究題目を公表します。

3) 共同研究員お一人につき一年度42万円を計上して下さい。

4) 研究期間が複数年度に亘る場合は、年度毎の研究経費等を記入して下さい。

5) 管理費として研究経費(直接経費+管理費)の10%相当額(千円未満切り上げ)を計上して下さい。管理費は、他の共同研究のものと一緒に取り扱われ、本学の産学連携の推進のために、事務経費その他一般管理費として使用されます。

管理費の計算例 研究経費が100万円の場合: 100万円 × 0.1 = 10万円

直接経費が100万円の場合: 100万円 ÷ 9 = 11.111...万円 11.2万円

6) 本学が受け入れる設備がある場合は記入して下さい。

7) 該当する事項に☑を入れて下さい。

別添

該当する下記項目の番号を（別紙）の「区分」欄にご記入下さい。

<p><b>1.民間機関等区分</b></p>	<p>大企業 大企業（奈良県内） 中小企業 中小企業（奈良県内） 小規模企業 小規模企業（奈良県内） 独立行政法人 その他公益法人等 地方公共団体 外国政府機関 外国企業 その他 （個人研究者も含む）</p>	<p>外部機関等区分：中小企業基本法に基づく企業規模の区分け</p> <p>・ 「大企業」</p> <table border="1" data-bbox="730 338 1326 555"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>資本金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>3億円超</td> <td>300人超</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円超</td> <td>100人超</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円超</td> <td>100人超</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円超</td> <td>50人超</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の資本金及び従業員数の両方を満たせば対象となります。</p> <p>・ 「中小企業」</p> <table border="1" data-bbox="730 678 1326 896"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>資本金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の資本金又は従業員数のどちらか一方を満たせば対象となります。</p> <p>・ 「小規模企業」</p> <table border="1" data-bbox="730 1019 1326 1193"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>商業 サービス業</td> <td>5人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3億円超	300人超	卸売業	1億円超	100人超	サービス業	5千万円超	100人超	小売業	5千万円超	50人超	業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	業種分類	従業員	製造業その他	20人以下	商業 サービス業	5人以下
業種分類	資本金	従業員																																				
製造業その他	3億円超	300人超																																				
卸売業	1億円超	100人超																																				
サービス業	5千万円超	100人超																																				
小売業	5千万円超	50人超																																				
業種分類	資本金	従業員																																				
製造業その他	3億円以下	300人以下																																				
卸売業	1億円以下	100人以下																																				
サービス業	5千万円以下	100人以下																																				
小売業	5千万円以下	50人以下																																				
業種分類	従業員																																					
製造業その他	20人以下																																					
商業 サービス業	5人以下																																					
<p><b>2.業種別内訳</b></p>	<p>水産・農林業 鉱業 建設業 製造業 電気・ガス・水道業 運輸・情報通信業 卸売り・小売業 金融・保険業 医療・福祉 サービス業 その他</p>	<p>農業、林業、漁業</p> <p>鉱業</p> <p>総合工事業、職別工事業、設備工事業</p> <p>食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、その他の製造業</p> <p>電気業、ガス業、熱供給業、水道業</p> <p>通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報製作業、運輸業</p>																																				

**3.研究題目：**  
**分野別内訳**

【参考】科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定） 抜粋

**ライフサイエンス分野**

- ・ プロテオミクス、たんぱく質の立体構造や疾患・薬物反応性遺伝子の解明、それらを基礎とした新薬の開発とオーダーメイド医療や機能性食品の開発等の実現に向けたゲノム科学
- ・ 移植・再生医療の高度化のための細胞生物学
- ・ 研究開発成果を実用化する臨床医学・医療技術
- ・ 食料安全保障や豊かな食生活の確保に貢献するバイオテクノロジーや持続的な生産技術等の食料科学・技術
- ・ 脳機能の解明、脳の発達障害や老化の制御、神経関連疾患の克服、脳の原理を利用した情報処理・通信システム開発等の脳科学
- ・ 上記の技術革新を支えるとともに、膨大な遺伝子情報等を解析するための情報通信技術との融合によるバイオインフォマティクス 等

**情報通信分野**

- ・ ネットワーク上であらゆる活動をストレスなく時間と場所を問わず安全に行うことのできるネットワーク高度化技術
- ・ 社会で流通する膨大な情報を高速に分析・処理し、蓄積し、検索できる高度コンピューティング技術
- ・ 利用者が複雑な操作やストレスを感じることなく、誰もが情報通信社会の恩恵を受けることができるヒューマンインターフェース技術
- ・ 上記を支える共通基盤となるデバイス技術、ソフトウェア技術 等

**環境分野**

- ・ 資源の投入、廃棄物等の排出を極小化する生産システムの導入、自然循環機能や生物資源の活用等により、資源の有効利用と廃棄物等の発生抑制を行いつつ資源循環を図る循環型社会を実現する技術
- ・ 人の健康や生態系に有害な化学物質のリスクを極小化する技術及び評価・管理する技術
- ・ 人類の生存基盤や自然生態系にかかわる地球変動予測及びその成果を活用した社会経済等への影響評価、温室効果ガスの排出最小化・回収などの地球温暖化対策技術 等

**ナノテクノロジー・材料分野**

- ・ 情報通信や医療等の基盤となる原子・分子サイズでの物質の構造及び形状の解明・制御や、表面、界面等の制御等の物質・材料技術
- ・ 省エネルギー・リサイクル・省資源に応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料技術
- ・ 安全な生活空間を保障するための安全空間創成材料技術 等

**エネルギー分野**

- ・ 燃料電池、太陽光発電、バイオマス等の新エネルギー技術、省エネルギー・エネルギー利用高度化技術、核融合技術、次世代の革新的原子力技術、原子力安全技術 等

**製造技術分野**

- ・ 高精度技術、精密部品加工技術、マイクロマシン等の高付加価値極限技術、環境負荷最小化技術、品質管理・製造現場安全確保技術、先進的ものづくり技術（特に情報通信技術・生物原理に立脚したものづくり革新に資する次世代技術）、医療・福祉機器技術 等

**社会基盤分野**

- ・ 地震防災科学技術、非常時・防災通信技術等の防災・危機管理関連技術、ITS（高速道路交通システム）等の情報通信技術を利用した社会基盤技術 等

**フロンティア分野**

- ・ 高度情報通信社会に貢献する宇宙開発、新たな有用資源の利用を目指した海洋開発

**その他**

平成 年度共同研究受入申請書

平成 年 月 日

国立大学法人奈良教育大学長 殿

申請者 国立大学法人奈良教育大学

職 名

氏 名

印

国立大学法人奈良教育大学共同研究取扱規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、  
下記の通り共同研究の実施を申請します。

記

- 1 . 共同研究者
- 2 . 研究題目および概要
- 3 . 研究期間



## （契約項目表）

1. 甲	国立大学法人奈良教育大学			
2. 乙				
3. 研究題目 <sup>1)</sup>				
4. 研究内容				
5. 研究期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
6. 研究担当者 印：研究代表者 印：共同研究員	区分	氏名	所属 職名	
	甲			
	乙			
7. 研究経費等 一括分割 (金額は全て消費税 一部免除希望 全額免除希望)	年度	研究経費		研究料
	平成 年度	直接経費	円	420,000円×( )人 = 円
		管理費	円	
		小計	円	免除額 円
		合計	円	
	平成 年度	直接経費	円	420,000円×( )人 = 円
		管理費	円	
		小計	円	免除額 円
合計		円		
総計	円		円	
8. 研究経費等の 支払期限	甲の請求書発行日から起算して20日以内			
9. 実施場所	甲： 乙：			
10. 受入設備	名称	型番	数量	
11. 研究代表者の 連絡先	甲	所属： 職名： 氏名：	TEL： FAX： メール：	
	乙	所属： 職名： 氏名：	TEL： FAX： メール：	
12. 秘密保持義務の 有効期間	本契約期間中、および本共同研究終了日の翌日から起算して3年間			
13. 研究成果公表の 通知期間	本契約期間中、および本共同研究終了日の翌日から起算して1年間			
14. 特記事項	研究経費を用いて人を雇用する予定がある。 研究経費を用いて500万円（消費税抜）以上の物品を購入する予定がある。 その他（ )			

1) 本学は毎年度、前年度の共同研究の実績として民間機関等の名称及び研究題目を公表します。

甲及び乙は、上記契約項目表記載の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するにつき、次の各条の通り共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結し、本契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

（甲）奈良市高畑町  
国立大学法人奈良教育大学  
契約責任者

（乙）

## 第1章 定義

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「研究成果」とは、本共同研究遂行の結果得られた発明、考案、意匠、著作物、その他全ての成果をいう。ただし、第8条に規定する実績報告書において成果が特定された後は、その特定された成果を研究成果とみなす。
- (2) 「特許」とは、特許権、実用新案権、意匠権、及び上記各権利の登録を受ける権利、並びに外国における上記各権利（登録を受ける権利を含む）に相当する権利、をいう。
- (3) 「発明」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては創作、をいう。
- (4) 「プログラム著作権」とは、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利、をいう。

## 第2章 一般項目

### （研究の題目及び内容）

第2条 本共同研究の題目及び内容は、契約項目表第3項及び第4項に定めるとおりとする。

### （研究の実施場所及び研究担当者）

第3条 本共同研究の実施場所は、契約項目表第9項に掲げる場所とする。

- 2 甲及び乙は、契約項目表第6項に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとし、甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、第2項に定める研究担当者の変更、追加又は削除を行うことができる。

### （研究協力者）

第4条 甲及び乙は、本共同研究を実施する上で、研究担当者以外の者の協力が必要であると判断されるときは、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に協力させることができる。

- 2 前項の規定に基づき研究協力者を本共同研究に協力させた甲又は乙は、当該研究協力者に本契約を遵守させるものとする。
- 3 研究協力者が本共同研究に協力した結果生じた発明の取扱いは、本契約の規定を準用するものとする。

### （研究で使用する設備）

第5条 甲は、本共同研究の用に供するため、乙が所有する設備（契約項目表第10項）を、乙の同意を得て無償で受け入れ、甲乙共同で使用することができるものとする。なお、この場合において甲は、乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで、善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。この場合の、設備の搬入、据付等に要する経費は、乙が負担するものとする。

### （研究で使用する情報等の提供）

第6条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料及び研究試料を、自己の裁量により相互に無償で提供又は開示するものとする。

- 2 前項の情報、資料及び研究試料について、相手方に秘密保持義務を課す場合は、第13条に従い提供又は開示するものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項に基づき相手方から提供を受けた研究試料について、相手方の同意なく、本契約の目的以外に使用あるいは改変してはならない。また、研究試料について特段の扱いを希望する場合、別途

協議の上、有体物提供契約等の締結を行うものとする。

- 4 甲及び乙は、第10条で定める本共同研究の終了等の後に資料及び研究試料の返還を希望する場合には、前項の資料及び研究試料の提供の際に返還を希望する旨を提示して提供するものとする。

#### (研究の費用)

- 第7条 乙は、研究経費及び研究料(契約項目表第7項)(以下併せて「研究経費等」という。)を、支払期限(契約項目表第8項)(以下「納付期限」という。)までに、甲の発行する請求書により甲へ納付しなければならない。
- 2 乙は、所定の納付期限までに研究経費等を甲に納付しないときは、納付期限の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を甲に納付しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定に基づき乙より甲に納付された研究料を契約の解除その他如何なる場合においても返還しないものとする。
- 4 研究経費等の経理は甲が行うものとする。
- 5 乙は、本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができるものとし、この場合、甲はこれに応じなければならない。甲は、当該経理書類をその作成のときから5年間保存するものとする。
- 6 研究経費により取得した設備・試料等は、甲に帰属するものとする。

#### (本共同研究の終了及び実績報告書の作成)

- 第8条 本共同研究は、研究期間(契約項目表第5項)の満了をもって終了するものとする。本共同研究が終了した日を、以下「本共同研究終了日」という。
- 2 甲及び乙は、本共同研究の実施により得られた本共同研究の成果についての実績報告書を、本共同研究終了日後速やかに、あるいは本共同研究の研究期間中で必要と認められる時に双方協力して取りまとめるものとする。

#### (研究の中止または延長)

- 第9条 天災その他の不可抗力又は止むを得ない事由による本共同研究の遅延など当初予測できなかった事由が生じた場合は、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は本契約の研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙は本共同研究の中止又は延長に伴い相手方に生ずる一切の損害、損失、責任等について、何ら責任を負わないものとする。
- 2 甲は、前項に基づく研究期間の延長により受領済みの研究経費に不足が生じる虞が発生したときは、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合、乙は、甲と協議の上、不足する研究経費の負担の可否及び程度を決定するものとする。

#### (研究の終了後の取扱い)

- 第10条 本共同研究が終了、本契約の解除、又は前条の規定に基づき本共同研究が中止(以下「終了等」という。)となった場合において、第7条第1項の規定に基づき乙より甲に納付された研究経費に余剰が生じたときは、乙は甲に余剰となった額の返還を請求することができるものとする。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。
- 2 甲は、本共同研究が終了等となった場合は、第5条の規定に基づき乙から受け入れた設備を、本共同研究の終了等の時点の状態乙に返還するものとする。この場合の、設備の撤去及び搬出等に要する経費は、乙が負担するものとする。
- 3 甲及び乙は、第6条第4項によりあらかじめ返還を条件に提供された資料及び研究試料を、本共同研究の終了等後、本共同研究終了等時の状態で速やかに相手方に返還するものとする。

### 第3章 研究成果

#### (特許の取扱い)

- 第11条 甲及び乙は、自己に属する研究担当者が本共同研究の実施に伴い単独または共同で発明をなした

ときは、速やかに相手方にその旨を通知し、その取扱いについて協議するものとする。

- 2 本共同研究の実施に伴いなされた発明に関する特許の帰属は、次の各号によるものとする。
  - (1) 甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が、共同でなした発明に関する特許については、原則として甲及び乙の共有とし(以下「共有特許」という。)その持分比は、当該発明に対する貢献度に応じて、甲乙協議の上で定めるものとする。
  - (2) 甲又は乙に属する研究担当者が、単独でなした発明に関する特許は、原則として当該発明をなした甲又は乙に単独に帰属するものとする(以下「甲特許」又は「乙特許」という。)
- 3 甲及び乙は、相手方が自己の研究担当者から前項(1)に関する特許を承継しない場合は、当該相手方の研究担当者の特許の承継について交渉できるものとする。
- 4 甲及び乙は、共有特許について、別途共同出願契約を締結した上で、当該共同出願契約に従い共同して出願を行うものとする。
- 5 甲及び乙は、甲特許又は乙特許の出願を行おうとするときは、当該発明を単独でなしたことについてあらかじめ相手方の同意を得た上で、原則として各々の責任と費用負担で当該特許の出願を行うものとする。

### (プログラム著作権の取扱い)

- 第12条 甲及び乙は、自己に属する研究担当者が本共同研究の実施に伴いプログラム著作権に係る著作物を単独または共同で創作したときは、速やかに相手方にその旨を通知し、その取扱いについて協議するものとする。
- 2 本共同研究の実施に伴い創作された著作物に関するプログラム著作権の帰属は、次の各号によるものとする。
    - (1) 甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が、共同で創作した著作物に関するプログラム著作権については、原則として甲及び乙の共有とし(以下「共有著作権」という。)その持分比は、当該著作物の創作に対する貢献度に応じて、甲乙協議の上で定めるものとする。
    - (2) 甲又は乙に属する研究担当者が、単独で創作した著作物に関するプログラム著作権は、単独で創作したことについて相手方に同意を得た上で、原則として当該著作物を創作した甲又は乙に単独に帰属するものとする(以下「甲著作権」又は「乙著作権」という。)
  - 3 甲及び乙は、前項の規定に基づき自己の研究担当者からプログラム著作権を譲り受ける場合には、自己の研究担当者に著作権者人格権を行使しないことを約させるものとする。
  - 4 甲は、専ら教育及び/又は研究を目的とする場合に限り、「共有著作権」及び「乙著作権」(著作権法第27条及び第28条に定める範囲を含む)を、一切の条件を付されことなく無償で利用することができる。本項をもって、著作権法第65条第2項の合意があったものとみなす。
  - 5 甲及び乙は、前項以外の共有著作権の取扱いについては、別途協議を行い決定するものとする。

## 第4章 秘密保持、公表

### (秘密の保持)

第13条 本契約において「秘密情報」とは、本共同研究に関連した情報であって次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 文書(電子メール及びその添付資料を含む)又は各種媒体(図面・写真・試料・サンプル・CD-ROM・その他電子媒体含む)により開示された情報にあっては開示のときに当該文書・媒体に秘密である旨が明示されていた情報。
- 二 口頭その他の方法により開示された情報にあっては開示のときに秘密である旨の告知を受け、かつ当該開示の日から30日以内に当該情報の内容・開示場所・開示日時等を相手方から文書により通知された情報。

ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報。
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報。
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報。

- (4) 正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報。
  - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報。
  - (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報。
- 2 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、秘密情報について、本共同研究の実施及び管理のために秘密情報を知る必要のある者以外に開示又は提供してはならない。また、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前項の有効期間は、契約項目表第12項に定める期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

### (研究成果の公表)

- 第14条 甲及び乙は、研究成果を外部に公表(開示を含む)できるものとし、研究成果を公表しようとするときは、以下の各号に従い、研究成果を公表したい旨を書面(電子メール含む)にて相手方に通知するものとする。ただし、研究成果に「秘密情報」が含まれている場合は、当該「秘密情報」の部分については、前条の秘密保持義務を遵守するものとする。
- (1) 学会・講演会により公表する場合は、演題申し込み締切日の30日前までに、研究成果を公表したい旨を書面(電子メール含む)にて相手方に通知する。
  - (2) 論文により公表する場合は、研究成果を公表したい旨を相手方に書面(電子メール含む)にて通知し、通知後少なくとも30日経過した後、論文の投稿を行う。
  - (3)(1)(2)以外で公表等を行おうとする場合は、研究成果を公表したい旨を相手方に書面(電子メール含む)にて通知し、通知後少なくとも30日経過した後、公表等を行う。
- 2 甲及び乙は、前項の通知を受理後、10日以内に公表についての可否を判断し、公表を希望している相手方に連絡するものとする。前項の通知を受けた相手方は、正当な理由なく当該公表を拒まないものとし、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で協力するものとする。また、甲及び乙は、必要に応じて公表の内容及び方法等について協議するものとする。
- 3 第1項に規定する相手方に通知を要する期間は、契約項目表第13項に定める期間(以下「公表の通知期間」という。)とし、公表の通知期間を経過後は相手方への通知、協議を要せず自由に研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 4 前三項の規定にかかわらず、すでに公表を行った内容については、相手方に通知を要することなく自由に公表することができる。

## 第5章 その他

### (輸出管理)

- 第15条 甲及び乙は、研究成果をその後の自己の事業等に用いる場合、自己の責任において、全ての関連法規、規則及び命令(輸出規制貨物又は技術情報の輸出に関する日本国外国為替及び外国貿易法を含む)を遵守するものとする。

### (通知)

- 第16条 甲及び乙は、本契約の各条項に定める必要な通知、あるいは同意、協議のための問い合わせ(以下「通知等」という。)については、契約項目表第11項に定める研究代表者の連絡先に通知等を行うものとする。
- 2 前項に定める通知等は、文書で行うものとする。ただし、第11条第1項(発明の通知)、第12条第1項(著作物の創作の通知)、第14条第1項(公表希望の旨の通知)及び第14条第2項(公表可否の連絡)の通知等については、電子メールにより通知等を行うことができるものとする。電子メールで通知した場合は、通知を受けたものは受信確認のための返信メールを返信するものとし、返信メールを受領した時に、その効力を発生するものとする。

### **（契約の解除等及び損害賠償）**

- 第17条 甲は、乙が第7条第1項に規定する研究経費等の納付を所定の納付期限までに行わないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当し、相当な期間を定めて催告し、同期間内に是正されないときは、その後直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当な行為をしたとき
- (2) 相手方が本契約に違反したとき
- 3 甲は、乙が次の各号の何れかに該当した場合には、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。
- (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立又は申立を受けた場合
- (2) 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
- (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- 4 甲及び乙は、第1項あるいは第3項に掲げる事由又は自己の参加させた研究担当者若しくは研究協力者の故意又は重過失により第2項に掲げる事由に至り相手方に損害を与えた場合は、自己の責に帰すべき事由と相当因果関係にある範囲内で相手方が直接的かつ現実に被った損害(逸失利益は賠償の対象から除く)について賠償しなければならない。

### **（本契約の有効期間）**

- 第18条 本契約の有効期間は、契約項目表第5項に定める本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約失効後においても、第4条第2項及び第3項、第8条第2項、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条第4項及び第20条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続するものとする。

### **（協議）**

- 第19条 本契約に定めのない事項、および本契約の解釈について疑義が生じたときは、法令の規定に従うほか、甲及び乙は誠意をもって協議し解決を図るものとする。

### **（準拠法及び裁判管轄）**

- 第20条 本契約の準拠法は日本国法とする。
- 2 甲及び乙は、奈良地方裁判所を、本契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

オプション条項 - 必要に応じて追加 -

**(個人情報取扱い)**

第 条 甲及び乙は、相手方から開示された「個人情報」について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。本条でいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号、その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報を容易に照会することができ、これによって当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

2 甲及び乙は、前項に定める個人情報を第三者に預託、提供、または開示し、本共同研究の目的以外に使用、複製、又は改変等を行ってはならない。

3 甲及び乙は、第 1 項に定める個人情報を、本共同研究の終了等後、速やかに相手方に返還するものとする。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

**(進行状況報告会の開催)**

第 条 甲及び乙は、本契約の有効期間中、必要に応じて進行状況報告会を開催し、本共同研究の進行状況について相手方に対し報告を行うとともに、以降における進行その他について協議するものとする。